

TAKKEN

GIFU

宅建ぎふ
Vol.534
令和3年6月15日発行



おもな内容

令和3年度 定時総会を開催……………	2
国土交通省「不動産業における新型コロナウイルス感 染予防対策ガイドライン」を改訂……………	2
3月新設住宅着工……………	3
令和3年度「宅地建物取引士資格試験」のお知らせ…	4
「瑞穂市市有地売却情報」のお知らせ……………	5
身近な法律相談……………	6
不動産取引判例集……………	7
協会の動き・支部だより・会員の異動……………	9



公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部

令和３年度 定時総会を開催

令和３年度に限り、宅建協会の年会費を48,000円に減額

令和３年５月２６日（水）午後１時３０分より、岐阜県不動産会館において、（公社）岐阜県宅地建物取引業協会第５５回定時総会を開催しました。

本年度の総会は、昨年度同様、新型コロナウイルス感染拡大防止及び出席者の健康と安全確保の観点から、規模と時間を縮小して行われ、議事では、令和２年度事業報告・令和３年度事業計画・収支予算が報告されるとともに、令和２年度決算及び新型コロナウイルス感染症による会員への影響を踏まえ、令和３年度の宅建協会の年会費を６０，０００円から４８，０００円に減額することが承認されました。

また、同日に開催しました（公社）全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部の第４９回定時総会においても、令和２年度事業報告・決算報告、令和３年度事業計画・収支予算について報告されました。

○「会費減額の件」総会提出議案

第２号議案

令和３年度に限り、年会費６０，０００円を４８，０００円に減額することについて、ご審議願います。

提案理由

新型コロナウイルス感染症による会員への影響を踏まえ、負担を軽減するため。

※ 議事の詳細については、同封の議案書をご参照ください。

【国土交通省】「不動産業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を改訂

新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和２年３月２８日（令和３年５月１４日変更））において、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進める」とされています。

不動産業における新型コロナウイルスの感染予防対策については、国土交通省において、「不動産業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（業界団体向け）」（令和２年５月２０日）。以下「ガイドライン」という。）が作成され、その周知・徹底を図ってきたところですが、今般、厚生労働省「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」について、情報更新が行われたこと等を踏まえて、ガイドラインが改訂されましたのでお知らせします。

※ 同ガイドラインにつきましては、国土交通省ホームページにおいて公開されています。

「不動産業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和３年５月２１日版）」

国土交通省ホームページ

URL : <https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001405750.pdf>

3月新設住宅着工

国土交通省がまとめた3月の新設住宅着工戸数は、持ち家が前年同月比0.1%増の2万2,340戸と5カ月連続の増加、貸家が同2.6%増の2万7,245戸と31カ月ぶりの増加、分譲住宅でも同2.8%増の2万1,824戸と先月の減少から再び増加となったため、3月の新設住宅着工戸数全体では、同1.5%増の7万1,787戸と21カ月ぶりの増加となりましたが、着工床面積では、同0.2%減の583万8千㎡と2カ月連続の減少となりました。

着工戸数の季節調整済年率換算値は、同9.0%増の88万戸となり、3カ月連続の増加となりました。

持ち家では、公的資金分が同9.2%減の2,200戸と2カ月連続の減少となったものの、民間資金分が同1.2%増の2万140戸と5カ月連続の増加となったため、全体でも増加となりました。

貸家では、公的資金分が同33.6%減の2,511戸と8カ月連続の減少となったものの、民間資金分が同8.6%増の2万4,734戸と2カ月連続の増加となったため、全体でも増加となりました。

分譲住宅では、戸建て住宅が同2.6%減の1万1,319戸と16カ月連続の減少となったものの、マンションが同9.4%増の1万392戸と先月の減少から再び増加となったため、全体でも増加となりました。

岐阜県の利用関係別着工戸数をみると、分譲住宅が2.2%増の230戸と3カ月連続の増加となったものの、持ち家が同11.1%減の439戸と2カ月ぶりの減少、貸家でも同51.0%減の129戸と5カ月ぶりの減少となったため、岐阜県全体では、同18.7%減の798戸と3カ月ぶりの減少となりました。

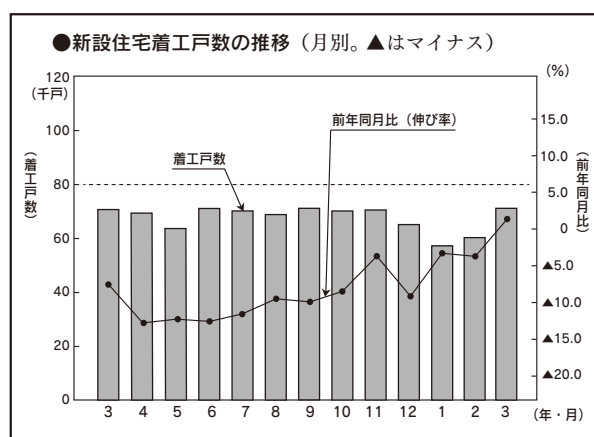
三大都市圏をみると、首都圏では、持ち家が同12.1%増の4,825戸、貸家が同9.8%増の1万944戸、分譲住宅でも同7.3%増の1万363戸と全利用関係別で増加となったため、首都圏全体では同8.9%増の2万6,268戸となりました。

中部圏では、貸家が同3.8%増の2,692戸と増加となったものの、持ち家が同6.4%減の3,231戸、分譲住宅でも同6.0%減の2,354戸と減少となったため、中部圏全体では同4.4%減の8,339戸となりました。

近畿圏では、持ち家が同1.3%増の2,902戸、貸家が同2.3%増の4,571戸と増加となったものの、分譲住宅が同4.1%減の3,976戸と減少となったため、近畿圏全体では同1.3%減の1万1,497戸となりました。

建築工法別では、戸建て系商品を中心とするプレハブの持ち家が同10.0%減の2,751戸、貸家が同13.7%減の5,205戸、分譲住宅でも同29.3%減の352戸と減少となったため、全体では、同12.9%減の8,382戸と12カ月連続の減少となりました。

2×4では、持ち家が同1.4%減の2,423戸、貸家が同29.5%減の3,727戸、分譲住宅でも同5.6%減の857戸と減少となったため、全体では、同18.9%減の7,029戸と24カ月連続の減少となりました。



[infomation] インフォメーション

令和3年度「宅地建物取引士資格試験」のお知らせ

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の2第1項の規定による岐阜県知事の委任に係る令和3年度宅地建物取引士資格試験を次のとおり実施します。

令和3年度試験に係る注意事項

新型コロナウイルス感染症の影響のため、令和3年度も10月試験会場の確保が不足する可能性があります。

10月試験の定員を上回る申込みがあった場合、定員を上回った方（当方で指定します。）には、12月試験（12/19）を受験していただく場合があります。この場合でも指定を受けた試験日・試験会場を変更することはできませんし、受験申込みの取消もできません。10月試験、12月試験（12/19）のいずれの指定を受けた方も、受験申込取消や受験手数料の返還、試験日・試験会場の変更はできませんので、試験日程を十分にご確認の上お申込みください。

- 試験の日時 令和3年10月17日（日）
午後1時～午後3時（登録講習修了者は午後1時10分～午後3時）
※ 申込者が予定数を超えた場合や会場の都合により使用できなかった場合、上記記載の日時以外の日時（12月19日（日））となることがあります。

- 試験会場 岐阜大学（一般受験者）
東海学院大学（登録講習修了者）
※ 申込者が予定数を超えた場合や会場の都合により使用できなかった場合、上記記載の会場以外の会場となることがあります。

- 受験資格 申込時に岐阜県内に住所を有する者（年齢、学歴は問いません。）

- 申込書の配布 令和3年7月1日（木）～7月30日（金）
（公社）岐阜県宅地建物取引業協会本部・支部、岐阜県都市建築部建築指導課、県事務所（岐阜県各総合庁舎）及び以下の書店
○ くまざわ書店柳津店（カラフルタウン岐阜2階）、くまざわ書店美濃加茂店（MEGAドキンホーテUNY美濃加茂店2階）、ACADEMIA大垣店（アクアウォーク大垣2階）
※ 申込書の郵送を希望される方は、A4判の用紙が折らずに入る角2の返信用封筒（住所、氏名を記載し、140円切手を貼付したもの）を同封し、封筒の表面に「宅建試験案内請求」と朱書き、7月26日（月）までに到着するように下記まで送付してください。（試験案内の送付は、一人1部に限ります。期限後に届いたものには返信しませんのでご注意ください。）

【申込書請求先】

〒500-8358 岐阜市六条南2-5-3 （公社）岐阜県宅地建物取引業協会

- 受験申込み（持参による申込み受付は行っておりません。）

1. 郵送申込み

申込期間：7月1日（木）～7月30日（金）までの消印があるものに限り受付けます。

2. インターネット申込み

申込期間：7月1日（木）午前9時30分～7月18日（日）午後9時59分まで

※（一財）不動産適正取引推進機構ホームページ（<https://www.retio.or.jp>）より申込みを行って下さい。

※ パソコン（Internet Explorerバージョン11、Edge、Google Chrome）の各ブラウザ利用に限ります。

■ 受験手数料 7,000円

■ 合格発表 令和3年12月1日（水）

■ 問い合わせ先 (公社)岐阜県宅地建物取引業協会
TEL 058-275-1171（宅建試験専用）
URL <https://www.gifu-takken.or.jp>

「瑞穂市市有地売却情報」のお知らせ

瑞穂市より「市有地売却の媒介に関する協定」に基づき、市有地売却の媒介依頼がありましたのでお知らせします。

自己の顧客に購入希望者がある会員の方は、市有地売却の媒介申請書及び購入希望者の市有財産購入申込書を瑞穂市総務部財務情報課に提出してください。

会員の方の媒介により市有地の売買契約が成立し、売買代金の納入が確認されたとき、協定に定める媒介報酬（市有地の売却価格の3%（千円未満の端数切捨て・税別（課税事業者には、消費税額及び地方消費税額が加算されます。））が瑞穂市より支払われることになります。※ 購入者に媒介報酬の請求はできません。

なお、制度の詳細につきましては、瑞穂市ホームページ（https://www.city.mizuho.lg.jp/secure/9830/setsumeisyo_20201117.pdf）、物件の詳細につきましては、（<https://www.city.mizuho.lg.jp/8738.htm>）をご覧ください。

○ 売却市有地一覧表

物件番号	所在地	地目	面積(㎡)	売却価格(円)
H29-1	瑞穂市只越字松原997-10	宅地	47.4	1,660,000
R1-1	瑞穂市十九条字河原143-3	田	500	6,312,000
R2-3-1	瑞穂市穂積字領下分218-15	宅地	374.08	15,225,000
R2-3-2	瑞穂市穂積字領下分218-16	宅地	207.00	8,032,000
R3-1-1	瑞穂市唐栗字深町92-2	雑種地	766	9,873,600
R3-1-2	瑞穂市穂積字東原696-1	田	529	14,960,250

【問い合わせ先】

瑞穂市総務部財務情報課

TEL: 058-327-4131 FAX: 058-327-4103

身近な法律相談

(公社)岐阜県宅地建物取引業協会
顧問弁護士 畑 良 平



今回は、身近な法律相談として「所有者不明土地解消に向けた方策について」についてお話します。

1. 所有者不明土地の実情について
2. 解消に向けての関連法規の改正の概要について
 - (1) 民法の一部改正について
 - (2) 相続土地国庫帰属法について

1. について

所有者不明土地とは、①不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地及び②所有権が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地のことを言います。

- (1) 所有者不明土地の割合は、平成29年国土交通省の調査で22%にも及び、その背景として、①相続登記の申請は義務ではなく、申請しなくても不利益を被ることは少ない②遺産分割をしないまま相続が繰り返されると、土地共有者がねずみ算式に増加などがあげられます。
- (2) いくつか問題点があげられます。

①所有者の検索に多大な時間と費用が必要です(戸籍・住民票の収集、現地訪問等の負担が大きい)。②土地が管理されず放置されることが多いです。③共有者が多数の場合や一部所在不在の場合、土地の管理・利用のために必要な合意形成が困難です。④その結果、公共事業や復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引が阻害されるなど、土地の利活用を阻害されます。

2. について

不動産登記の改正によって相続登記の義務化を図るとし、また、令和3年4月21日、「民法一部改正」及び相続土地国庫帰属法が成立しました(同月28日公布)。施行期日は、原則として公布後2年以内の政令で定める日(相続登記の申請の義務化関係の改正については公布後3年、住所等変更登記の申請の義務化関係の改正については公布後5年以内の法令で定める日)とされています。

(1)について

ア 財産管理制度の見直し

個々の所有者不明土地・建物の管理に特化した新たな財産管理制度を創設する。裁判所が関与して所有者不明土地・建物の管理を効率化・合理化する等です。

イ 共有制度の見直し

裁判所の関与の下で、不明共有物の持分の価格に相当する額の金銭の供託により、不明共有者の共有持分を取得して不動産の共有関係を解消する仕組みを創設する。

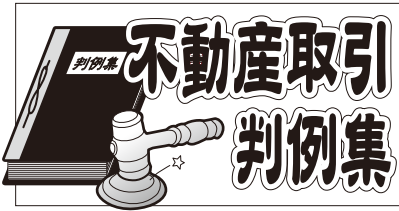
ウ 相続制度の見直し

相続開始から10年を経過したときは、個別案件ごとに異なる具体的相続分による分割の利益を消滅させ、画一的な法定相続分で簡明に遺産分割を行う仕組みを創設する。

(2)について

相続を契機として、土地を望まず取得した所有者の負担感が増しており、管理の不全化を招いている。そこで、通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地に該当しないことを要件とし、10年分の土地管理費相当額の負担金額納付を条件として国庫帰属化を図ろうとするものです。

以上



不動産の売買契約に際し、対象不動産において「事件・事故」等はなかったかとの買主の質問に対し、売主が約7年前に強盗殺人事件があったことを告知しなかったことは不法行為にあたるとした買主の売主に対する損害賠償請求につき、その一部が認容された事例
(神戸地裁 平成28年7月29日判決 一部認容 確定)

【事案の概要】

X(買主:不動産業者)は、建物取壊し後転売を目的として、Y(売主:個人)との間で、平成25年12月に本件不動産1(土地158.52㎡・建物延94.99㎡)を2275万円で、平成26年7月に同不動産に隣接する本件不動産2(土地139.30㎡・建物延107.31㎡)を3300万円で、購入する売買契約を締結し、両不動産(以下、本件不動産1及び本件不動産2を合わせて「本件不動産」という)について、同年8月に決済を行い引渡しを受けた。

本件契約前においてXは、「本件不動産において、事件・事故等はなかったか」とYに質問し、Yは何もないと答えていたが、決済の2日後、近隣住民より、約8年前に本件不動産上でXの親族が強盗殺人の被害者となる殺人事件があったことを聞き、新聞記事などでそのことを確認した。

平成26年9月、XはYと面談し、本件不動産の適正評価額と本件不動産の売買代金(計5575万円)との間に2500万円の差額があるとして、同額の返還を求めた。Yは弁護士と相談するとしたが、その後Yの行方が不明となり、XはYと連絡が取れなくなった。

Xは裁判所に、本件売買金額と本件事件を前提とした本件不動産の市場価額との差額2500万円、慰謝料500万円、弁護士費用300万円、計3300万円の賠償をYに求め提訴した。

訴状を受け取ったYは、弁護士をたてず本人で訴訟に対応し「事件・事故についてXに尋ねられたことはない。事件や事故が起きた不動産の価格が安くなることは知らなかった。」と主張した。

【判決の要旨】

裁判所は次のように判示し、Xの請求を一部認容した。その後、控訴はなされず本件判決は確定した。

1. 告知義務違反・欺罔行為について

証拠及び弁論の全趣旨によれば、Xは、Yに対し、本件売買契約に先立ち、本件不動産において事件や事故が発生していないかについて尋ね、Yが何もない旨の返答をしたこと、そのため、本件売買契約に際して「物件状況確認書(告知書)」の作成手続が採られなかったことが認められ、Xに尋ねられたことはないとするYの主張は採用できない。

売買不動産について強盗殺人事件が発生しているか否かという情報は、社会通念上、売買価額に相当の影響を与え、ひいては売買契約の成否・内容を左右するものである。

本件事件の被害者の親族であり、本件事件の存在を知っていたと認められるYは、本件売買契約を締結するに際し、Xに対して本件事件を告知すべき義務を負っていたというべきであり、Yが本件事件を告知しなかったことは、Xに対する不法行為に該当する。

また、Yは、事件や事故が起きた不動産の価格が安くなることは知らなかったとも主張するが、事件や事故が起きた場合、その市場如何によって、売買価額に相当の影響を与えるであろうことは、社会の一般通常人にとって容易に想定されることであり、仮に、Yが知らなかったとしても、Yが告知をせずに適正な市場価額を超える売買代金の支払を受けたことについては、通常人を基

準として過失があるといわざるを得ず、Yは不法行為責任を免れることはできない。

2. 損害について

X提出の不動産価格査定報告書(A不動産業者A社作成)によれば、本件事件を前提とした本件不動産の価格を3294万円と査定していること、本件不動産を売却する場合には上記査定額を上回る4000万円で売却される可能性もあると認められることから、市場価額との差額損害は本件売買金額計5575万円と4000万円との差額1575万円と認めるのが相当である。

なおXは、Xが見込んでいた2500万円程度の転売益も考慮すべきと主張するが、X主張の転売益はその確実性に乏しいという外なく、また、市場価額との差額が命ぜられることに伴って一定の感謝がされるのが通常であるから、慰謝料を認めるのは相当ではない。

弁護士費用は、本件事案の内容、本件の審理経過、認容額等に照らし、160万円をもって相当と認める。

以上により、Xの請求に月1735万円および遅延損害金の支払を求める限度で認容する。

【まとめ】

本件と同じような事案として、「転売を目的とする住宅地の売買において、売買の約8年前に取り壊した建物内で殺人事件があったことが心理的瑕疵にあたるとされた事例(大阪高判・平18・12・19)があり、同裁判所の「過去存在した建物で起きた殺人事件につき、約8年以上前に発生したものとはいえ、周辺住民に事件の記憶が少なからず残っていると推測される売買不動産には、居住に適さないと感じることに合理性があると認められる程度の嫌悪すべき心理的欠陥の存在が認められる」とした心理的の存否に関する判断、「事件は8年以上前に発生したもので、事件があった建物は既に取り壊されており、売買時点において心理的欠陥は相当程度風化していたことから、売買代金の5%が相当」とした損害額の判断は参考になるものと思われる。

ところで、本件裁判においては、本人訴訟としたためか、売主において十分な反論、反証の提出がなされたようには見受けられず、また、買主提出の不動産業者A社作成の価格査定報告書における査定価格は、一件の取引事例のみから導き出されたもので、市場価格を本件事故の影響により査定価格の50%とした判断についても「心理的瑕疵の案件になるので流通比率50%として算出した」とのコメントがあるのみで具体的根拠は示されていないなど、信頼性に難がみられるものであり、そのような十分とはいえない限られた証拠資料のもとで、判断せざるを得なかったと思われる本件判決は、前記大阪高裁の判断に比べ、心理的瑕疵の程度についての検討精度が十分とも見え難いことから、特段の事情があるなかにおいて判断された事案と解するのが適当ではないかと思われる。

(一財)不動産適正取引推進機構「RETIO」より抜粋

免許更新の手続きはお早めに!!

免許更新の手続きは、有効期間満了日の90日前から30日前までの間に申請して下さい。

免許更新手続きを忘れて免許が失効しますと、宅建業を営むことができなくなりますのでご注意ください。

協会の動き

5月6日

・第2回法定講習会

5月7日

・第1回常任理事会・常任幹事会

5月10日

・(公社)中部圏不動産流通機構監査会
名古屋市：堀部副会長出席

5月11日

・第1回理事会・幹事会

5月14日

・東海不動産公正取引協議会正副会長会議
名古屋市：山本会長出席
・東海不動産公正取引協議会理事会
名古屋市：山本会長、林副会長出席

5月15日

・宅建ぎふV o l . 5 3 3 発行

5月20日

・弁護士相談

5月26日

・(公社)岐阜県宅地建物取引業協会第55回定時総会
・(公社)全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部第49回定時総会

5月31日

・全宅連第1回理事会・全宅保証第1回幹事会
山本会長出席
・全宅管理第1回理事会
東常務理事出席

支

部

だ

よ

り

岐阜南支部

5月18日

入会審査会

5月19日

巡回相談(羽島市役所)

5月20日

入会審査会

岐阜北支部

5月10日

第1回正副支部長会議

5月11日

巡回相談(岐阜市役所)

5月20日

第2回理事会

西濃支部

5月17日

西濃土地建物六士協議会役員会

中濃支部

5月10日

第2回幹事会
入会審査会

5月11日

巡回相談(関市総合福祉会館)

5月18日

巡回相談(美濃加茂市生涯学習センター)

東濃支部

5月28日

入会審査会

飛騨支部

5月19日

入会審査会

会 員 の 異 動

入 会 者（会員名簿に貼付けしてご利用頂けます。）

免許番号 免許年月日	商号又は名称	代 表 者 (政令使用人)	専任の宅建取引士	電 話 番 号 F A X 番 号	事 務 所 所 在 地	〒
---------------	--------	------------------	----------	----------------------	-------------	---

【岐阜南支部】

(1) 5129 3. 4. 5	(株) グ ッ ド ホ ー ム	中 田 博 之	中 田 良 子	058-214-2000 058-214-2088	羽島郡岐南町八剣北4-5 -1	501- 6011
---------------------	-----------------	---------	---------	------------------------------	--------------------	--------------

【岐阜北支部】

(1) 5126 3. 3. 19	森 上 建 設 (株)	森 上 征	森 上 征	058-372-5051 058-372-5052	本巣郡北方町平成6-15	501- 0438
----------------------	-------------	-------	-------	------------------------------	--------------	--------------

【中濃支部】

(1) 5135 3. 4. 28	明 建 (株)	金 子 明 憲	金 子 明 憲	0575-67-0430 0575-67-9008	郡上市八幡町小野5-15- 5	501- 4221
----------------------	---------	---------	---------	------------------------------	--------------------	--------------

会員権承継

支 部	免許番号	商 号	代 表 者 (政令使用人)	専任取引士	電 話 番 号 F A X 番 号	頁
飛 驒	新：大(1) 9914 旧： (3) 4523	金 子 工 業 (株)	金 子 文 一	金 子 文 一 金 松 田 圭 司	0576-52-1811 0576-52-1816	88
	事務所所在地	〒509-2517 下呂市萩原町萩原1500				

変更事項（5月）

支 部	商 号	変更事項	変 更 内 容		頁
			旧	新	
岐阜中	ぎ ふ 農 業 協 同 組 合	専任取引士	野々村隆史		9
岐阜中	ぎ ふ 農 業 協 同 組 合 不動産センター	政令使用人	金森徹也	三島竜二	9
		専任取引士	金森徹也・服部恭幸 吉岡幸佑・北川留理	三島竜二・黒崎友広	
岐阜中	ぎ ふ 農 業 協 同 組 合 北長森支店	政令使用人	五藤和久	桑原源到	9
		専任取引士	五藤和久	桑原源到	
岐阜中	ぎ ふ 農 業 協 同 組 合 市橋支店	政令使用人	栗木政彦	田邊斉	9
		専任取引士	栗木政彦	三輪練太郎	
岐阜中	積水ハウス不動産中部(株) 岐阜賃貸営業所	専任取引士		伊藤和伸	10
岐阜中	大 和 ハ ウ ス 工 業 (株) 岐阜支社	専任取引士	平部高士・村上光昭 佐藤政信		11
岐阜中	一 建 設 (株) 岐阜営業所	専任取引士		宮田元晴・惣部敏勝	11
岐阜中	(株) ハ ヤ シ 電 機	専任取引士	下堂前隆義	石田真佐美	—
岐阜南	(株) エ サ キ ホ ー ム 岐阜営業所	政令使用人	森安雅弘	加藤繁輝	16
		専任取引士	森安雅弘・小島勉	加藤繁輝・稲垣智成	

岐阜南	(株) オ グ リ 開 発	専任取引士	杉山禎一		16
岐阜南	ぎ ぶ 農 業 協 同 組 合 正木支店	政令使用人	古田良之	村瀬吉範	19
		専任取引士	古田良之	大野裕季	
岐阜南	協 和 建 設 (株)	代 表 者	武川憲二	堀英哲	21
岐阜南	ぎ ぶ 農 業 協 同 組 合 鵜沼支店	政令使用人	村瀬辰典	林るみ子	21
		専任取引士	村瀬辰典	川崎恭弘	
岐阜南	ぎ ぶ 農 業 協 同 組 合 那加支店	政令使用人	村瀬吉範	若井好貴	21
岐阜南	ぎ ぶ 農 業 協 同 組 合 不動産センター各務原	政令使用人	黒崎友広	吉岡幸佑	21
		専任取引士	黒崎友広	吉岡幸佑・西澤伸幸	
岐阜南	ぎ ぶ 農 業 協 同 組 合 はぐり支店	政令使用人	田邊斉	笠原茂	25
		専任取引士	井川敦	笠原茂	
岐阜南	総 合 都 市 開 発 (株)	代 表 者	武知孝	岩井英夫	25
岐阜南	ぎ ぶ 農 業 協 同 組 合 茜部支店	支 部	岐阜中	岐阜南	—
		支 店 名	芥見支店	茜部支店	
		所 在 地	〒501-3134 岐阜市芥見1-333	〒500-8263 岐阜市茜部新所4-96-1	
		T E L	058-243-1003	058-271-6343	
		F A X	058-243-1083	058-276-0508	
		政令使用人	中村喜代美	服部恭幸	
		専任取引士	加藤一樹	服部恭幸	
岐阜南	ぎ ぶ 農 業 協 同 組 合 三里支店	支 部	岐阜北	岐阜南	—
		支 店 名	糸貫支店	三里支店	
		所 在 地	〒501-0413 本巣市見延1399-1	〒500-8358 岐阜市六条南2-1-1	
		T E L	058-324-5156	058-271-3538	
		F A X	058-324-4293	058-271-3547	
		政令使用人	小林秀行	金森徹也	
		専任取引士	栗山元晴	金森徹也	
岐阜南	(株) か と う 不 動 産	専任取引士	稲川将徳		—
岐阜北	ぎ ぶ 農 業 協 同 組 合 長良支店	政令使用人	久世泰義	五藤和久	28
		専任取引士	久世泰義	五藤和久	
岐阜北	ぎ ぶ 農 業 協 同 組 合 不動産センター岐阜正木	政令使用人	三島竜二	神谷紀行	28
		専任取引士	三島竜二	武藤憲良・野々村隆史	
岐阜北	(株) リ ン ク ス ホ ー ム	専任取引士		宮木浩靖	30

岐阜北	ぎふ農業協同組合 穂積支店	政令使用人	澤田政道	伏見博次	33
		専任取引士	澤田政道	名和俊太	
中濃	(株)アルフハウジング	専任取引士		橋本憲太朗	60
東濃	(株)カチタス 多治見店	政令使用人	久郷歩人	土屋璃杏	74
		専任取引士		上田陽一	
東濃	一建設(株) 多治見営業所	政令使用人	宮田元晴	竹田昭二	74
		専任取引士	宮田元晴	竹田昭二	
東濃	(株)オウル	所在地	〒507-0813 多治見市滝呂町17-37-8	〒507-0827 多治見市平和町7-52 アイビス平和町A号棟	—
		T E L	0572-24-7675	0572-51-7847	
		F A X	0572-51-1568	0572-51-2455	
東濃	(株)ジョイライフ	所在地	〒508-0001 中津川市中津川2746-5	〒508-0015 中津川市手賀野189-5	—
		T E L	0573-66-5650	0573-67-7090	
		F A X	0573-67-8138	0573-67-7091	
飛驒	すみれリビング(株) 飛驒高山店	専任取引士	岩本政英		84

※ 頁の欄は、「令和2・3年度会員名簿」の掲載ページです。「—」表示は、名簿作成後の入会者・支部移転者等です。

「訃報」

謹んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りします。

支部	商号	代表者	逝去者	続柄	逝去年月日
東濃	(株)アイギハウジング	保母 龍興	保母鈿津子	母	令和3年5月12日

お詫びと訂正

宅建ぎふ No533号（5月号）10ページ掲載の所属支部に誤りがありました。謹んでお詫び申し上げますとともに訂正させていただきます。

(誤)
会員権承継

支 部	免許番号	商 号	代 表 者 (政令使用人)	専任取引士	電 話 番 号 F A X 番 号	頁
岐阜北	旧： (9) 2691 新： (1) 5130	旧：(株) 養 老 不 動 産 新：養 老 不 動 産	吉 田 正 徳	吉 田 正 徳 吉 田 徳 博	0584-32-3049 0584-32-9526	44
	事務所所在地	〒503-1261 養老郡養老町鷺巣1101-2				



(正)
会員権承継

支 部	免許番号	商 号	代 表 者 (政令使用人)	専任取引士	電 話 番 号 F A X番号	頁
西 濃	旧： (9) 2691 新： (1) 5130	旧：(株) 養 老 不 動 産 新：養 老 不 動 産	吉 田 正 徳	吉 田 正 徳 吉 田 徳 博	0584-32-3049 0584-32-9526	44
	事務所所在地	〒503-1261 養老郡養老町鷺巣1101-2				

[不動産キャリア]サポート研修制度
取引実務の基礎を網羅

めざせ! 不動産 キャリアパーソン®

不動産取引の「実務」を基礎から学べる!
従業者教育のツールとしても最適!
宅建アソシエイトや宅建士への
ステップアップをめざすあなたにも!

頑張るあなたを
応援します!



資格登録証

不動産キャリアパーソン®とは

- ▶ 不動産取引実務の基礎知識修得を目的とした通信教育資格講座です。
 - ▶ 宅建業従業者、経営者、宅建取引士、消費者問わず、不動産取引に関わるすべての方に最適です。ご自身の知識や実務の再確認として、さらに会社の従業者研修としても利用されています。
- 受講料 8,800 円 (税込)



テキスト
+Webで
いつでも
学習

イメージキャラクター 佐藤まり江 さん



公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会(全宅連)
くわしくはWebで <https://www.zentaku.or.jp/training/career/>

不動産キャリアパーソン で 検索



ハトマークは、私達がこれから目指していくべき姿の象徴です。2羽の鳩は会員とユーザーの信頼と繁栄を意味しています。

また、使用されている色については、赤色は「太陽」を、緑色は「大地」を、そして白色は「取引の公正」を表しています。

マークの上にある“REAL PARTNER”は、会員とユーザーが“REAL PARTNER”となり、「信頼の絆」が育まれるようにとの願いをシンボルマークに込めたものです。

不動産に関するご相談は、不動産無料相談所へ

本会では、本部、各支部事務所に不動産無料相談所を設置し、不動産取引に関するご相談、ご質問にお応えしています。

【本部無料相談所】 来館による相談は事前に電話でご予約ください。

所在地 岐阜市六条南2-5-3 岐阜県不動産会館

電話番号 058-275-1551

実施日時 毎週月曜日～金曜日（祝日、本会の指定する日を除く。）

午前10:00～12:00 午後1:00～4:00

弁護士相談 事前に電話でご予約ください。

毎月第3木曜日 午後1:30～4:00（予約制）

【支部無料相談所】 事前に電話でご予約ください。

実施日時 毎週月曜日～金曜日（祝日、本会の指定する日を除く。）

午前10:30～12:00 午後1:00～3:30

支部名	所在地	電話番号
岐阜中支部	岐阜市金園町5-26-5	058-248-6691
岐阜南支部	羽島郡岐南町下印食3-47	058-274-8899
岐阜北支部	岐阜市福光東1-25-1 白木ビル2F	058-295-1982
西濃支部	大垣市住吉町5-11 オノデン住吉ビル2F	0584-73-2300
中濃支部	美濃加茂市太田本町1-1-20 美濃加茂商工会館1F	0574-23-1800
東濃支部	土岐市泉梅ノ木町2-9-2 陶都信用農業協同組合 泉梅ノ木支店2F	0572-55-7218
飛騨支部	高山市昭和町2-31-19	0577-36-1396

安心・安全な不動産取引をサポートする
不動産の総合情報サイト

“ハトマークサイト岐阜”
<https://www.gifu-takken.or.jp>

令和3年5月31日現在
所属会員 1,124名

発行所

岐阜市六条南二丁目5番3号（岐阜県不動産会館）
公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部
電話 058(275)1551 FAX 058(274)8833

（発行人）

会長・本部長 山本 武久

（編集責任者）

情報提供委員長 白井 博幸